

金 沢 駅 前

めがね🕶️ 税理士通信

GLASSES TAX ACCOUNTANT NEWSLETTER

Jun. 2023 vol.124

6 月号

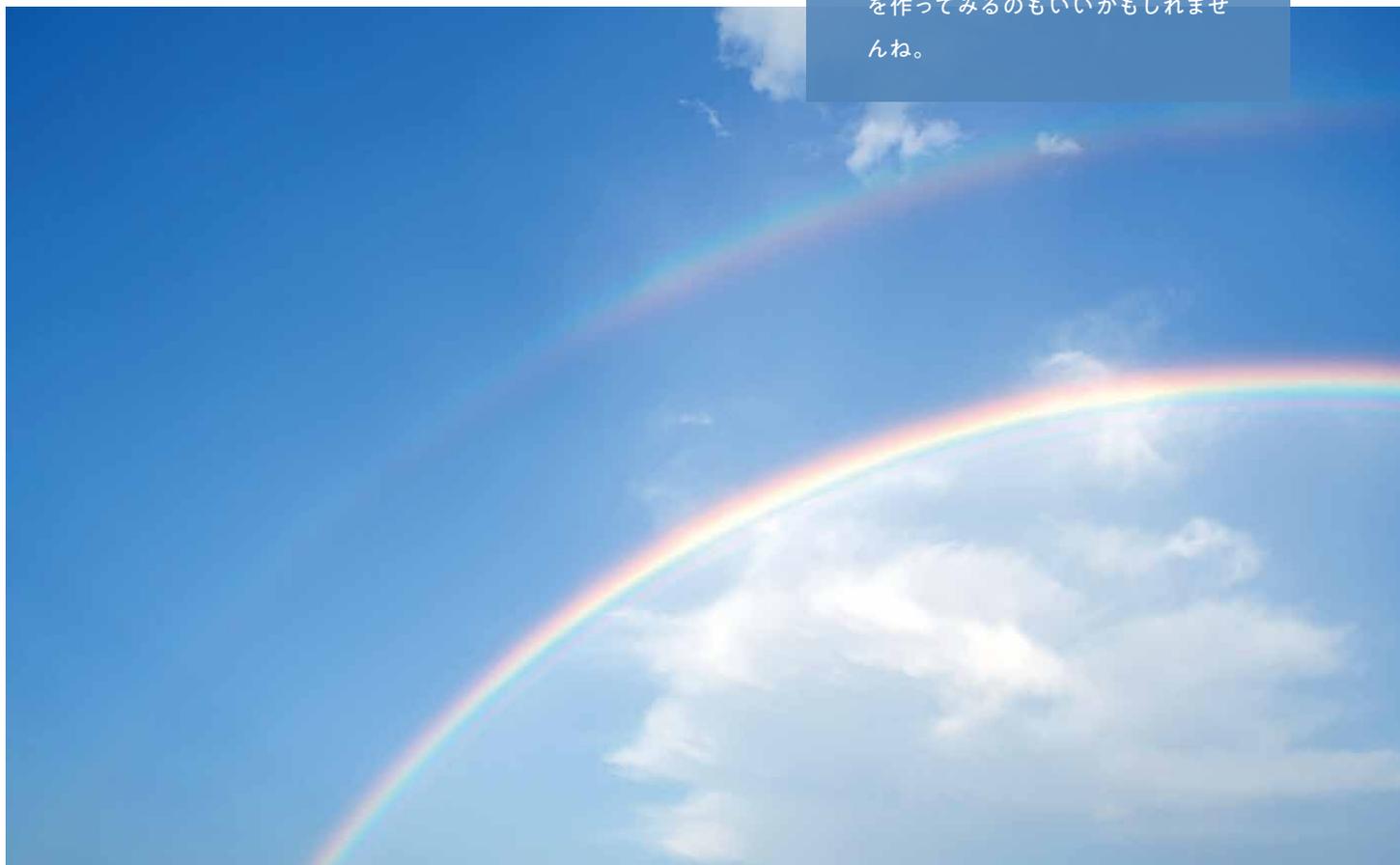
CONTENTS

1. 今月はココをチェック!めがね税理士の厳選税務 / MUKAI NEWS
2. むーマンの相続相談室
3. 今月の経営のヒント / 税務セカンドオピニオン

Topic

ハーフタイムデー

年初に「今年はこれがんばるぞ!」と立てた目標を覚えていますか? 6月30日は「ハーフタイムデー」というそうです。1年間の折り返しとなる日、残すところあと半分となる日で、「これまでの半年間を振り返って、この一年の目標を再確認する日」「前半年の反省と後半年への希望を見極める日」とされています。ついこの間、新年を迎え、あけましておめでとうございますと言ったばかりな気がして、もう半年過ぎてしまったの!?!という驚きを感じます。時の流れは早いですね…この区切りの日に一度、今年最初に立てた目標を改めて思い起こし、残り半年をどのように過ごすか考える時間を作ってみるのもいいかもしれませんね。





今月はココを
チェック!

めがね税理士の厳選税務



TOPIC



圧縮記帳について

最近では、事業再構築補助金やものづくり補助金など補助金を申請する機会も多くなっています。今回は固定資産の取得に際して補助金等を受け取った場合にその年度の税負担を軽減する効果をもつ「**圧縮記帳**」についてご案内をします。

1 圧縮記帳の概要

「**圧縮記帳**」とは、有形固定資産を取得した際に補助金・保険金（以下「補助金等」）などの収益が発生した場合、**その収益金額を固定資産の取得価額から減額**し、減額額を**圧縮損として計上して収益と相殺**することで、本来課税所得となる利益を**将来に繰り延べる制度**です。

【例】機械1000（耐用年数5年）の取得の際に補助金収入500を受け取った場合

① 圧縮記帳をしない場合

※1 機械の取得価格
1000

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計
補助金収入	500					500
減価償却費※1	-200	-200	-200	-200	-200	-1000
						0
課税所得	300	-200	-200	-200	-200	-500

② 圧縮記帳を行なった場合

※2 機械の取得価格
1000-500=500

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計
補助金収入	500					500
減価償却費※2	-100	-100	-100	-100	-100	-500
圧縮損	-500					-500
課税所得	-100	-100	-100	-100	-100	-500

5年間トータルの課税所得は同じ

2 圧縮記帳を適用するメリット

補助金等は交付事業年度において全額収益となりますが、その対象となった固定資産は原則として減価償却により耐用年数に渡って経費化されるため、結果として交付事業年度の税負担が通常より増えることとなります（図①参照）。

一方で**圧縮記帳を行った場合**、固定資産の圧縮損と補助金等が相殺されるため、**交付事業年度の税負担を抑える効果**が期待できます（図②参照）。

3 圧縮記帳を適用する際の注意点

■ 圧縮記帳は、「**利益の繰り延べ**」を行う処理であり、償却期間トータルでの課税所得は理論上同じになります（図①②参照）。

■ 償却資産税の申告は該当の固定資産を**圧縮する前の金額で申告する必要**があり、**事務的な管理も煩雑**になります。

■ 圧縮記帳の対象となるものの多くは国庫補助金の他、工事負担金や固定資産が滅失・損壊した場合に受け取る保険金も対象となります。国や地方公共団体から受け取った金額の**全てが該当するわけではない**ので、対象となる補助金かどうかの確認が必要です。

MUKAI NEWS!

社内勉強会について

むかいグループの吉田です。確定申告の繁忙期を乗り越え、業務も少し落ち着いたという事で、弊社では月3~4回、チームごとに主にWEB教材を活用した社内勉強会を実施しております。会計税務チームに所属する私は、これまで「税制改正」や「金融財務講座」などを学びました。毎年法改正により税制度が変わっていく中、このような勉強会を設けて、知識を習得することはとても大切なことだと実感しています。今後も様々なテーマの勉強会が開催される予定なので、より一層幅広い知識を習得し、クライアントの皆様のお役に立てるよう実務に活かしていきたいと思っております！



むーマンの相続相談室

テーマ：空き家の維持費はどれくらいかかる？

お悩み
解決！



回答者 むーマン

相続で困っている人たちを
助けるこころやさしいヒーロー。



相談者 太郎さん

相続で困ったときはいつも
むーマンに助けてもらっている。

Question

私の実家には、母が一人で住んでいます。将来母が亡くなった場合には空き家になってしまうため、その時は売却を考えているのですが、山奥なのですぐに買い手が見つかるかわかりません。もし空き家のまま管理していくことになった場合は、どれくらい維持費がかかるものなのでしょうか？



太郎さん



むーマン

実際には住んでいなかったとしても、実家を引き継いだ人にはさまざまな費用がかかります。空き家となった実家の維持にかかるお金には、次のようなものがあります。

① 固定資産税

不動産のある地域の自治体が「固定資産税評価額」を決定し、それを課税標準額として1.4%をかけた金額が固定資産税の税額になります。

なお、家屋が建ったままの土地であれば、固定資産税が安くなる特例があります。

② 都市計画税

不動産が市街化区域内にある場合、都市計画税がかかります。税額は、課税標準額に一定税率（上限は0.3%）をかけたものです。

③ 火災保険

必須ではありませんが、火災保険に加入しておいた方がよいでしょう。空き家は「住宅物件」ではなく、「店舗や事務所を対象とした一般物件」として取り扱われ、火災保険料が割高になる可能性があります。火災などで隣家に被害が及ぶと、膨大な損害賠償が請求されます。もしものために、加入したほうが良いでしょう。

火災保険への
加入を
おすすめ

④ 水道光熱費

空き家になった実家の様子を見に行くときなど、電気と水道が使えるよう契約をそのままにしておくと、実際に電気や水道を使っていなくても基本使用料がかかります。

⑤ 修繕費用や草刈り費用

人が住んでいない家は少しずつ老朽化していきますので、最低限の修繕は必要になります。また、庭の草や木の枝が伸び放題になって荒れていると、不審者が侵入して犯罪に結びつくかもしれませんので、定期的な草刈りも必要です。

不審者の侵入
にも注意！

むーマン
から一言！

空き家を管理していくには、以上のような維持費がかかります。売却、賃貸などの活用が出来ることが望ましいですね。お悩みの際は、専門家へご相談ください。

WEBからも
ご予約可能！

相続の無料相談予約受付中！

お気軽に！

0120-779-155

相続手続き・相続税申告・遺言書作成・生前贈与・家族信託

※無料相談は事前予約で夜間・土日祝日も対応可能です。



今月の経営のヒント

MANAGEMENT TIPS



「人間だけが」

この世の中、見方によっては、すべて人と人との約束の上に成り立っているといってもよい。約束はおたがいの信用の上に花ひらく。だからこれらの約束を守るか守らないかは、人間の精神の高まりを示す一つのバロメーターであり、自分に都合が悪くなったからといって、平気で約束を破るとするのは、これはまさに動物の世界。人間だけが、おたがいにかわした約束はこれをキチンと守るといふ天与の高い精神の働きを持っているのである。もしもこの精神が力弱くなったら、その影響はあらゆる面に、物心とも大きなマイナスとなってあらわれてくる。単に待ち合わせの時間をムダにするというようなことだけでは事はすまないであろう。おたがいに、約束は守りたい。

(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP研究所)

SECOND OPINION

税務セカンドピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



税金版セカンドオピニオンのご相談例



相続や事業承継の
対策を打ちたい



経営改善について客観的な
アドバイスを受けたい



株式や不動産の移動などの
資本政策について相談したい



税理士が高齢又は担当が
税理士ではなく相談にくい

編集・発行



つねに むかに
むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人／むかい司法書士法人／むかい行政書士法人
むかいアドバイザリー株式会社／むかい相続サポートセンター

代表者／税理士・行政書士 向 智大

代表者／税理士・司法書士・行政書士 向 貴子

〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

TEL.076-254-0301 FAX.076-254-0302 Email.info@mukai-group.com

受付時間 9:00～18:00 (平日・土日祝)



むかいアドバイザリーグループ
<http://www.mukai-group.com>



むかい相続サポートセンター
<http://www.auberge-sanglier.com>



石川金沢家族信託
サポートセンター
<https://kanazawa-kazokushintaku.com>



公式 LINE
相続に関する情報を定期配信しています